

指導監査基準

(児童家庭支援センター・里親支援センター編)

【令和8年度適用】

※以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知	略称
1	昭和22年12月12日 法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	令和3年3月26日 条例第13号「愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」	最低基準
3	昭和23年12月29日 厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」	基準省令
4	平成15年5月30日 法律第57号「個人情報保護に関する法律」	個人情報保護法
5	平成3年5月15日 法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
6	昭和47年7月1日 法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	男女雇用機会均等法
7	昭和60年9月21日 社施第102号「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第102号通知
8	平成9年3月31日 社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」(別紙 最終改正:平成29年6月16日)	社援施第65号通知
9	令和5年5月10日 こ支家第47号「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」	こ支家第47号通知
10	令和6年4月8日 こ支家第234号「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」	こ支家第234号通知
11	平成29年4月27日 雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(最終改正:令和4年3月14日)	雇児発0427第7号通知
12	平成29年3月29日 雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」	雇児総発0329第1号通知
13	平成16年3月12日 雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(最終改正:令和7年3月31日)	雇児発第0312001号通知
14	平成16年3月12日 雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号、老計発第0312002号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(最終改正:令和7年3月31日)	雇児福発第0312002号通知
15	平成13年7月23日 雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(最終改正:平成30年3月30日)	雇児発第488号通知
16	令和7年3月21日 こ成事第175号、こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」(最終改正:令和8年3月30日)	こ成事第175号通知

指導監査における指摘区分

第1段階	第2段階	第3段階	社会福祉法人等に求める対応	指摘区分
A 理事会への付議が必要な事項 (=法人・施設運営に大きな影響を与える事項等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(1)
		(2)計画的に是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(2)
		(3)改善に向けた検討を行うべき事項	要理事会への付議 文書回答不要	A-1-(3)
	2 検討を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)		要理事会への付議 文書回答不要	A-2
B 理事会への付議を要しない事項 (=軽微な法令違反等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がある事項)	理事会への付議不要 要文書回答	B-1-(1)
		(2)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がない事項)	理事会への付議不要 文書回答不要	B-1-(2)
	2 改善を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)	口頭指導事項	理事会への付議不要 文書回答不要	B-2

	目	次
○児童家庭支援センター等		
I 処遇		
1 児童福祉の基本理念	1	13 育児・介護休業規程
2 事業・業務の実施状況	1～2	14 監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請
3 健康・安全の状況	2	15 社会保険への加入
4 感染症対策	2	16 健康診断の実施等職員の健康管理、安全衛生管理体制の整備
5 虐待防止	3	17 職員研修及び職員の定着化
6 個人情報保護及び秘密の保持	3～4	18 解雇
7 苦情解決	4	
8 安全対策	4	
II 設備・運営		
1 建物設備の状況	4～5	IV 非常災害対策
2 組織・運営(管理)規程	5	1 防火安全対策(火災)
3 職員配置	6～7	2 地震、津波災害対策
		3 風水害、土砂災害対策
		4 原子力災害対策
		5 備蓄品の確保
		6 福祉避難所の指定等
		7 業務継続計画(BCP)の策定
III 職員の処遇		
1 就業規則等の整備	8	V 防犯対策
2 ハラスメントの防止	8	1 防犯体制
3 労働条件の明示	8	2 防犯対策の点検状況
4 職員関係、帳簿の整備	8	
5 給与規程の作成	9	VI その他
6 賃金の一部の控除協定	9	1 会計経理(全般)
7 労働時間及び雇用管理等	9	2 現金・預金の管理等
8 断続的な宿直又は日直勤務許可申請	10	3 入札方法、契約手続等
9 休憩、休日	10	4 運営費(措置費)の運用
10 時間外労働及び休日労働協定	10	5 その他支出
11 時間外労働及び休日労働に対する割増賃金の支給	10	
12 有給休暇	10	

児童家庭支援センター・里親支援センター

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
I 処遇			
1 児童福祉の基本理念			
<p>1 児童を権利をもつ主体として位置付け、その人格を尊重するとともに、児童の最善の利益の保障を第一義として支援等を行っているか。</p> <p>《「児童の権利に関する条約」の一般原則》</p> <p>①生命、生存及び発達に対する権利 ②児童の最善の利益 ③児童の意見の尊重 ④差別の禁止</p>	<p>児童の権利に関する条約第3条 児童福祉法第1条 最低基準第3条 (基準省令第5条)</p>	<p>(1)児童の権利及び人格を尊重した支援等が行われていないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
<p>2 児童が自由に自己の意見を表明する権利を保障しているか。また、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見を正当に考慮して支援等を行っているか。</p>	<p>児童の権利に関する条約第12条 児童福祉法第2条</p>	<p>(1)児童の意見表明権が保障されていないので改善すること。 (2)児童の意見を正当に考慮した支援等が行われていないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1) A-1-(1)</p>
<p>3 児童又はその保護者等の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていないか。</p>	<p>児童の権利に関する条約第2条 最低基準第3条 (基準省令第9条)</p>	<p>(1)特定の属性を有していること等を理由に、児童等に対し差別的な取扱いをしているので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
2 事業・業務の実施状況			
<p>1 事業・業務の内容が適切であるか。</p> <p>【児童家庭支援センター】</p> <p>(1)次の事業を実施しているか。</p> <p>①地域・家庭からの相談に応ずる事業 ②市町の求めに応ずる事業 ③県又は児童相談所からの受託による指導 ④里親等への支援 ⑤関係機関等との連携・連絡調整</p> <p>【里親支援センター】</p> <p>(1)週5日間・平均40時間以上の開所を原則としているか。 (2)次の業務を全て実施しているか。</p> <p>①里親制度等普及促進・リクルート業務 ②里親等研修・トレーニング業務 ③里親等委託推進業務 ④里親等養育支援業務 ⑤里親等委託児童自立支援業務</p>	<p>児童福祉法第44条の2 最低基準第3条 (基準省令第88条の4)</p> <p>児童福祉法第44条の3 最低基準第3条 (基準省令第88条の8)</p>	<p>(1)事業・業務の内容が適切でないのでは是正すること。 (2)開所時間が適切でないので改善すること。(里親支援センター) (3)すべての里親支援業務を実施していないので改善すること。(里親支援センター)</p>	<p>B-1-(1) B-1-(2) B-1-(2)</p>

児童家庭支援センター・里親支援センター

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>2 援助・支援のための計画を作成しているか。</p> <p>【児童家庭支援センター】</p> <p>①地域・家庭からの児童に関する相談に関して、当該児童及び家庭に係る援助計画を作成しているか。</p> <p>②援助計画の作成に当たり、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確にしているか。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担について計画に盛り込んでいるか。</p> <p>③援助計画について随時再評価を行っているか。</p> <p>【里親支援センター】</p> <p>①里親等へ委託された児童の養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画の作成、定期的な見直し又はその支援を行っているか。</p> <p>②自立支援計画について、児童や実親、里親等の意向を十分に尊重し、里親支援専門相談員及び児童相談所等の意見や協議などを踏まえ策定しているか。</p> <p>③策定した自立支援計画について、計画が適切に実行されているか十分把握し、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、定期的(3～4か月に1回程度)に計画の見直しを行っているか。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第14条)</p>	<p>(1)援助・支援に係る計画が作成されていないので作成すること。</p> <p>(2)計画の内容が不十分なので改善すること。</p> <p>(3)計画の再評価(見直し)が行われていないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>3 関係機関との連携を適切に行っているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>①児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>②里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要に応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第88条の4、第88条の10)</p>	<p>(1)関係機関との連携が適切に行われていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
3 健康・安全の状況				
	<p>1 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。(使用期限、保管場所)</p> <p>【留意点】</p> <p>児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条)</p>	<p>(1)必要な医薬品等の整備・管理を適正に行うこと。</p>	<p>B-1-(2)</p>
	<p>2 相談室、便所等設備が清潔であるか。危険でないか。</p> <p>施設内にある用具(備品類、遊具等)が清潔であるか。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第5条、第10条)</p>	<p>(1)設備等に衛生上の著しい問題があるので改善すること。</p> <p>(2)衛生管理が不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
4 感染症対策				
	<p>1 食中毒及び感染症対策は万全か。また、保健所と連携し助言指導を受けた場合は改善しているか。</p> <p>当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1)感染症の予防対策を講じているか。</p> <p>(2)感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。</p> <p>(3)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。(原則、年度当初に実施すること。)</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条)</p> <p>「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(H17.2.22 雇発第0222001号他)</p>	<p>(1)食中毒及び感染症の予防対策を講じていないので改善すること。</p> <p>(2)感染症発生時、速やかに保健所等に報告がされていないので改善すること。</p> <p>(3)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p> <p>B-1-(2)</p>

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<p>5 虐待防止</p> <p>1 虐待等への対応が的確に行われているか。 (1)職員に対し、虐待防止の研修が行われているか。 (2)児童虐待の早期発見に努めているか。 (3)発見したときは、速やかに市町、県の設置する福祉事務所・児童相談所に通告しているか。 (4)関係機関との連携が図られているか。</p>	<p>児童虐待の防止等に関する法律第4条～第6条</p>	<p>(1)虐待等への対応が的確に行われていないので改善すること。 (2)虐待防止に係る職員への研修が行われていないので定期的実施すること。 (3)虐待等の早期発見のための取組みが行われていないので実施すること。 (4)関係機関との連携が不十分なので改善すること。</p>	<p>A-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-2</p>
<p>6 個人情報保護及び秘密の保持</p>			
<p>1 個人情報の取得に関し、適正に取り扱っているか。 【具体的内容】 (1)利用目的をできる限り特定すること。 (2)本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合等は、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければならない。また、あらかじめその利用目的を公表している場合(事務所に掲示、ホームページへ掲載等)を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならないこと。 (3)特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人(未成年者及び被後見人の場合は、法定代理人、知的障がい者の場合は本人及び家族)の同意を得ること。 (4)偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないこと。</p>	<p>個人情報保護法第15条～第27条 最低基準第3条 (基準省令第14条の2)</p>	<p>(1)個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護について、保護者にあらかじめ文書等による同意をとること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<p>2 個人データの漏えいの防止等のため、必要かつ適切な措置を講じているか。 【具体的内容】 (1)個人情報保護に関する規程の整備、公表 (2)個人情報保護推進のための組織体制等の整備(管理者、監督者等の設置) (3)個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備 (4)入退館(室)管理の実施、機器等の固定等の物理的保護、アクセス管理等の技術的安全管理措置の実施 (5)従業者の個人情報保護に関する規程の整備 (雇用契約書や就業規則において在職中及び離職後の守秘義務を課することなど) (6)職員(派遣労働者、ボランティア、実習生を含む。)からの誓約書の徴取等 (7)従業者に対する教育研修の実施 (8)業務委託における個人情報の安全管理のための措置を盛り込んだ委託契約書の作成 (委託者が定める安全管理措置を受託者の義務とすることなど)</p>	<p>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(H28.11 個人情報保護委員会)(最終改正: R7.4)</p>	<p>(1)個人情報保護について必要な措置が不十分であるので是正すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>3 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供していないか。 【具体的内容】 (1)第三者に対し個人データを提供する場合には、本人の同意を得る必要がある。 (2)ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。 ア)法令に基づく場合 イ)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(急病のため、医師に状況を説明する場合等) ウ)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(児童虐待事例について関係機関と情報交換する場合等) エ)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>		<p>(1)個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人に同意をとること。</p>	<p>B-1-(1)</p>

児童家庭支援センター・里親支援センター

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>(3)個人情報保護法第21条の規定に基づき利用目的として第三者に提供することを公表している場合であっても、第27条に基づき本人の同意が必要となる。</p> <p>4 本人から保有個人データの開示を求められたときには、遅滞なく開示しているか。 【具体的内容】 (1)本人から保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく開示しなければならない。 (2)ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 ア)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。 イ)当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。 ウ)他の法令に違反することとなる場合。</p>		<p>(1)本人から保有個人データの開示請求を求められたときは、遅滞なく開示すること。</p>	B-1-(1)
7 苦情解決				
	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 施設内への掲示、文書の配布等により苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。 3 苦情の内容を記録しているか。 4 苦情の内容を公表しているか。(個人情報に係るもの及び苦情申出人が公表を拒否したものを除く。) 【留意点】 社会福祉施設の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける窓口を設置するなど、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。なお、第三者委員は複数選任が望ましい。</p>	<p>社会福祉法第82条 最低基準第3条 (基準省令第14条の3) 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(H12.6.7 児発第575号他)(最終改正:H29.3.7)</p>	<p>(1)苦情解決規程を整備して、苦情解決の手続を明確にすること。 (2)苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置すること。 (3)第三者委員を設置すること。 (4)苦情解決の仕組み等を周知すること。 (5)苦情内容の記録簿を整備すること。 (6)苦情の有無及び解決結果等を公表すること。</p>	<p>A-1-(1) A-1-(2) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)</p>
8 安全対策				
	<p>1 施設・設備等の安全管理が適切に行われているか。 【留意点】 備品、防火設備、避難経路等は定期的に安全点検を行うとともに、点検結果について文書として記録した上で、改善すべき点があれば速やかに改善すること。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第5条)</p>	<p>(1)施設・設備等の定期的な点検が実施されていないので実施すること。 (2)施設・設備等の点検項目が不十分なので改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(2)</p>
II 設備・運営				
1 建物設備の状況				
	<p>1 構造・設備が基準を満たしているか。 (1)基準上必要な設備が設けられているか。 (2)設備について、利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮されているか。 【児童家庭支援センター】 ①相談室・プレイルーム ②事務室 ③その他必要な設備</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第5条) 最低基準第3条 (基準省令第88条の2)</p>	<p>(1)構造、設備が基準を満たしていないので是正すること。 (2)利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう配慮された設備となっていないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1) B-1-(1)</p>

児童家庭支援センター・里親支援センター

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>【里親支援センター】</p> <p>①事務室 ②利用者が訪問できる相談室等 ③その他必要な設備</p> <p>【留意点】 児童福祉施設の設備構造は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	最低基準第3条 (基準省令第88条の5)		
	<p>2 施設の設置認可(届出)事項に変更が生じた時は、変更届が提出されているか。</p> <p>【留意点】 ①建物設備等の変更には当たっては、変更により最低基準を満たさなくなることがないように、県への事前協議を行うこと。 ②認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであることから、適切に整備、保管しておくこと。</p>	児童福祉法施行規則第37条第4項～第6項	(1)施設の設置認可(届出)事項の変更手続きが適切に行われていないので是正すること。 (2)認可(届出)関係書類が適切に整備・保管されていないので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
2 組織・運営(管理)規程				
	<p>1 運営(管理)規程を適切に整備・運用しているか。</p> <p>(1)運営(管理)規程の内容が適切であるか。 (2)職員及び保護者等への周知を十分に行っているか。</p> <p>【留意点】 次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。 ①入所する者の援助に関する事項 ②その他施設の管理についての重要事項</p>	最低基準第3条 (基準省令第13条)	(1)運営(管理)規程を整備していないので整備すること。 (2)運営(管理)規程の内容が不適切であるので是正すること。 (3)運営(管理)規程の内容の周知が不十分であるので改善すること。	A-1-(1) B-1-(1) B-2
	<p>2 業務日誌を適正に記録・保管しているか。</p> <p>【留意点】 施設の状況を的確に把握するため、業務日誌は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。施設長等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。 ①援助・支援の状況 ②施設の行事 ③会議 ④職員の状況(出張、休暇) ⑤来訪者等</p>	最低基準第3条 (基準省令第14条)	(1)業務日誌が未作成であるので作成すること。	B-1-(1)
	<p>3 諸会議を適切に開催しているか。</p> <p>(1)職員会議、ケース会議、幹部会議等を定期的かつ必要な回数開催しているか。 (2)対象職員全員の参加を前提とし、意見が運営に反映されているか。 (3)欠席者に対して会議の内容を周知しているか。 (4)会議録を適正に作成しているか。(日時、会場、出席者、議題、議事内容等)</p>		(1)会議の回数・参加者等が適切でないので改善すること。 (2)会議の結果を欠席者へ周知していないので改善すること。 (3)会議録が作成されていないので作成すること。	B-2 B-2 B-2

児童家庭支援センター・里親支援センター

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<p>3 職員配置</p> <p>1 職員配置を適正に行っているか。 2 資格を要する職種については、資格を有する職員が勤務しているか。</p> <p>【児童家庭支援センター】 ・運営管理責任者 ・相談・支援を担当する職員（法第13条第3項各号のいずれかに該当する者） ・心理療法等を担当する職員</p> <p>《児童福祉司任用資格》 ①児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの ②都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 ③学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であって、内閣府令で定める施設において1年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。）に従事したもの ④医師 ⑤社会福祉士</p> <p>⑥精神保健福祉士 ⑦公認心理師 ⑧社会福祉主事として2年以上相談援助業務に従事した者であって、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの ⑨ ②から⑧までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、内閣府令で定めるもの</p>	<p>こ支家第47号通知</p> <p>こ支家第234号通知</p> <p>最低基準第3条 （基準省令第88条の3）</p> <p>「児童家庭支援センターの設置運営等について」(H10.5.18 児発第397号)</p>	<p>(1)職員の配置が不適切であるので適正に配置すること。</p> <p>(2)資格を要する職種に有資格者が勤務していないので適正に配置すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>A-1-(1)</p>

児童家庭支援センター・里親支援センター

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>【里親支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの長 <ul style="list-style-type: none"> ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者 ・里親制度等普及促進担当者(里親リクルーター) <ul style="list-style-type: none"> ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 ウ 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力(里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を含む。)を有すると認める者 ・里親等支援員 <ul style="list-style-type: none"> ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 ウ 里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者 ・里親研修等担当者(里親トレーナー) <ul style="list-style-type: none"> ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 ウ 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者 	<p>最低基準第3条 (基準省令第88条の6)</p> <p>「里親支援センターの設置運営について」 (R6.3.29 こ支家第181号)</p>		
	<p>4 各職員の職務分掌、勤務割表は明確になっているか。 ※職員の分担事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第13条)</p>	<p>(1)職務分掌が不明確なので改善すること。</p>	<p>B-2</p>

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
III 職員の処遇				
1 就業規則等の整備				
1 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)	労働基準法第89条、第90条	(1)就業規則の作成・届出を適正に行うこと。	A-1-(1)	
2 就業規則の作成・変更は適正な手続により行われているか。		(2)適正な手続を行うこと。	B-1-(1)	
3 就業規則の内容が関係法令又は労働協約に反していないか。また、法令改正等に応じて必要な見直しが行われているか。	労働基準法第92条	(3)規程等の内容に不備があるので是正すること。	B-1-(1)	
4 就業規則等の内容について職員に周知しているか。	労働基準法第106条	(4)就業規則等の内容を職員に周知すること。	B-1-(1)	
5 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	男女雇用機会均等法第6条～第9条	(5)性別による差別的取扱いをしないこと。	B-1-(1)	
6 婚姻、妊娠、出産等を理由として不利益な取扱いをしていないか。	男女雇用機会均等法第6条	(6)婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いをしないこと。	B-1-(1)	
7 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	男女雇用機会均等法第12条、第13条	(7)妊娠中及び出産後の健康管理に関する適正な措置を講ずること。	B-1-(1)	
2 ハラスメントの防止				
1 職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)・セクシャルハラスメント(セクハラ)等の防止のための措置を講じているか。また、パワハラ相談等を理由とした不利益な取扱いを行っていないか。 (1)施設の方針等を明確化し、職員に周知・啓発しているか。 (2)相談窓口を設置する等、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しているか。 (3)事実関係を確認し、事後の迅速かつ適切な対応に努め、再発防止に向けた措置を講じているか。 (4)相談者・行為者等のプライバシーを保護する措置を講ずるとともに、相談したこと等を理由に不利益な取扱いをされない旨を職員に周知・啓発しているか。	労働施策総合推進法第30条の2 男女雇用機会均等法第11条 育児・介護休業法第25条	(1)パワハラ・セクハラ等の防止のための措置を講ずること。 (2)パワハラ相談等を理由とした不利益な取扱いを行っているので改善すること。	B-1-(1) B-1-(1)	
3 労働条件の明示				
1 職員の採用時に(労働契約の締結に際し)、労働条件を明示しているか。	労働基準法第15条	(1)職員の採用時に労働条件を明示すること。	B-1-(1)	
2 非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示しているか。		(2)非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示すること。	B-1-(1)	
3 職員から無期労働契約への転換申込みがあった場合、転換した後の労働条件は、原則として、申込み時の有期労働契約と同一の労働条件となっているか。書面で記録を残すことが望ましい。	労働契約法第18条	(3)無期労働契約への転換後の労働条件が不合理なものとなっているので改善すること。	B-1-(1)	
4 職員関係、帳簿の整備				
1 職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成しているか。	最低基準第3条 (基準省令第14条)	(1)職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成(整備)すること。	B-1-(1)	
2 給与(賃金)台帳を整備しているか。	労働基準法第107条～第109条	(2)給与(賃金)台帳を整備すること。	B-1-(1)	

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
5 給与規程の作成			
<p>1 給与規程を作成して、労働基準監督署に届出をしているか。</p> <p>2 給与及び諸手当の支給基準が明確になっているか。</p> <p>3 給与規程等に従って運用されているか。</p>	労働基準法第89条	<p>(1) 給与規程を整備すること。</p> <p>(2) 労働基準監督署に届け出ること。</p> <p>(3) 給与及び諸手当の支給基準を明確にすること。</p> <p>(4) 給与規程等に従って運用すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
6 賃金の一部の控除協定			
<p>1 労働基準法第24条に基づく賃金の一部の控除に関する協定を締結しているか。</p> <p>2 協定に従って運用されているか。</p>	労働基準法第24条	<p>(1) 労働基準法第24条に基づく賃金の一部の控除に関する協定を締結すること。</p> <p>(2) 協定に従って運用すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
7 労働時間及び雇用管理等			
<p>1 労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させていないか。また、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させていないか。</p> <p>2 時間外及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>3 変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。 【留意点】 ①1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を採用する場合は、労使協定又は就業規則等で必要事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ②1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を採用する場合は、労使協定及び就業規則で必要事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <p>4 協定等に従って運用されているか。</p> <p>5 短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、不合理な待遇差を設けていないか。 また、差別的な取扱いをしていないか。 【留意点】 ①不合理な待遇差の禁止 職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止 ②差別的取扱いの禁止 職務内容、職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止</p> <p>6 短時間・有期雇用労働者の雇入れ時に、雇用管理上の措置の内容について説明しているか。 【留意点】 説明事項：①不合理な待遇の禁止、②差別的取扱いの禁止、③賃金の決定、④教育訓練の実施、⑤福利厚生施設、⑥通常の労働者への転換</p> <p>7 短時間・有期雇用労働者から「通常の労働者との待遇差の内容や理由」などについて説明を求められた場合、適切に対応しているか。また、説明を求めた労働者に対して不利益な取扱いを行っていないか。</p>	<p>労働基準法第32条</p> <p>労働基準法第36条</p> <p>労働基準法第32条の2</p> <p>労働基準法第32条の4</p> <p>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条、第9条</p> <p>最低賃金法第4条第1項</p> <p>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第14条</p>	<p>(1) 休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、また、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させないこと。</p> <p>(2) 時間外・休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。</p> <p>(3) 変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。</p> <p>(4) 協定等に従って運用すること。</p> <p>(5) 基本給や賞与において、短時間・有期労働者と通常の労働者（正職員）との間に不合理な待遇差が認められるので改善すること。</p> <p>(6) 全ての雇用者に最低賃金を保障すること。</p> <p>(7) 短時間・有期雇用労働者を雇入れる時には、必要な事項を説明すること。</p> <p>(8) 通常の労働者（正職員）との待遇差について、短時間・有期雇用労働者から説明を求められた場合は、説明を行うこと。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
8 断続的な宿直又は日直勤務許可申請				
	1 職員が宿日直を行う場合は、労働基準監督署長の許可を受けているか。 2 許可の内容に従って運用されているか。	労働基準法施行規則第23条	(1) 職員が宿日直を行う場合は、労働基準監督署長の許可を受けること。 (2) 許可の内容に従って運用すること。	B-1-(1) B-1-(1)
9 休憩、休日				
	1 労働基準法第34条及び第35条に基づき、休憩、休日が適正に与えられているか。 2 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めているか。	労働基準法第34条、第35条 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第2条	(1) 法に基づいた休憩、休日を適正に与えること。 (2) 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を与えること。	B-1-(1) B-2
10 時間外労働及び休日労働協定				
	1 時間外労働及び休日労働に関する協定(いわゆる三六協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。 2 協定に従って運用されているか。 3 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録しているか。 【留意点】 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。 ①使用者又は労働時間の管理者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。 ②タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。 やむを得ず自己申告により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合は、自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて実態調査を実施することなど、労働時間の適正な把握のための措置を講ずる必要がある。 4 労働時間の記録に関する書類を保存しているか。	労働基準法第36条 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(H29.1.20 厚生労働省)	(1) 時間外労働及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。 (2) 協定に従って運用すること。 (3) 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること。 (4) 労働時間に関する記録が保存されていないので保存すること。	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(2) B-1-(2)
11 時間外労働及び休日労働に対する割増賃金の支給				
	1 労働基準法第37条に基づき、時間外労働及び休日労働に対し、割増賃金が支給されているか。	労働基準法第37条	(1) 時間外労働及び休日労働に対し、割増賃金を支給すること。	B-1-(1)
12 有給休暇				
	1 労働基準法第39条に基づき、適正な有給休暇制度が導入されているか。 2 就業規則に時季指定の対象となる職員の範囲及び時季指定の方法等について規定しているか。 3 法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上である職員に対して、その日数のうち年5日について確実に取得させているか。	労働基準法第39条、第89条	(1) 適正な有給休暇制度を導入すること。 (2) 就業規則に時季指定の規定がないので記載すること。 (3) 対象職員について、年5日確実に取得させること。	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
13 育児・介護休業規程				
1	育児・介護休業等に関する規程等を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。 (就業規則等への規定も可)	労働基準法第89条	(1) 育児・介護休業等に関する規程等の整備・届出を適正に行うこと。	A-1-(1)
2	規程等の内容が関係法令に沿ったものとなっているか。また、法令改正等に応じて必要な見直しが行われているか。	育児・介護休業法第5条～第10条、第12条、第21条	(2) 規程等の内容に不備があるので是正すること。	B-1-(1)
3	規程等に基づいた適切な運用がなされているか。		(3) 規定等に基づき運用すること。	B-1-(1)
4	規程等の内容について職員に周知しているか。		(4) 規程等の内容を職員に周知すること。	B-1-(1)
14 監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請				
1	労働基準法第41条に基づき、監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署長の許可を受けているか。	労働基準法第41条	(1) 監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署長の許可を受けること。	B-1-(1)
2	許可の内容に従って運用されているか。		(2) 許可の内容に従って運用すること。	B-1-(1)
15 社会保険への加入				
1	社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)に加入しているか。	健康保険法第3条 厚生年金保険法第6条 雇用保険法第5条 労働者災害補償保険法第3条	(1) 社会保険に加入すること。	A-1-(1)
16 健康診断の実施等職員の健康管理、安全衛生管理体制の整備				
1	健康診断(雇入れ時、定期)が適正に行われているか。 (1週間の労働時間が通常の労働者の4分の3以上の者は必須、2分の1以上である短時間労働者には健康診断を受診させるのが望ましいとされている。) ※ 休職(休業)中のため定期健康診断を実施しなかった者については、復職(休業等終了)後、速やかに定期健康診断を実施しなければならない。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条～第47条、第51条 最低基準第3条 (基準省令第12条) 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」 (H31.1.31 基発0130第1号他)	(1) 健康診断(雇入れ時、定期)を適正に行うこと。 (2) 健康診断の必要な検査項目に漏れがあるので改善すること。 (3) 健康診断記録を適正に整備すること。	B-1-(1) B-1-(2) B-1-(1)
2	健康診断記録が整備されているか。		(4) 夜間業務に従事する職員は6か月に1回健康診断を実施すること。	B-1-(1)
3	夜間業務に従事する職員は6か月に1回健康診断を実施しているか。		(5) 衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等安全衛生管理体制を適正に整備すること。	B-1-(1)
4	衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等安全衛生管理体制が適正に整備されているか。			

児童家庭支援センター・里親支援センター

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
17 職員研修及び職員の定着化				
	1 職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。 2 職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。 3 業務体制の確立と業務省力化の推進のための取組みを行っているか。 4 職場環境改善のための対策を推進しているか。 【留意点】 職務分掌と指揮命令系統を明確化し、組織運営の健全化を図るとともに、施設長等を中心に風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。	最低基準第3条 (基準省令第7条の2) 社会福祉法第90条第1項	(1)職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保すること。 (2)職員の確保及び定着化に積極的に取り組むこと。 (3)業務体制の確立と業務省力化の推進に努めること。 (4)職場環境改善対策の推進に努めること。	B-1-(1) B-1-(1) B-2 B-2
18 解雇				
	1 解雇の手続きは適正に行われているか。	労働基準法第20条	(1)解雇の手続きを適正に行うこと。	A-1-(1)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
IV 非常災害対策				
1 防火安全対策(火災):(1)防火管理体制				
	1 防火管理者を選任し、届け出ているか。	消防法第8条	(1)防火管理者を選任し届け出していないので届け出ること。	B-1-(1)
	2 管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。	消防法施行令第3条 消防法施行規則第3条の2	(2)管理的あるいは監督的地位にある者を選任していないので改善すること。	B-1-(1)
	3 カーテン、じゅうたん等は防災性能を有しているか。	消防法8条の3	(3)カーテン、じゅうたん等は防災性能を有する製品にすること。	B-1-(1)
(2)消防計画(施設防災計画)				
	1 消防計画(施設防災計画)を作成し、所轄消防署に届け出ているか。 変更の届出をしているか。	消防法第8条	(1)消防計画(施設防災計画)を作成していないので作成すること。	B-1-(1)
	2 消防計画(施設防災計画)を施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 (1)消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成する。所轄の消防署に届け出る必要がある。 (2)少人数(消防法で規定されている)の場合には届出の必要性はないが、事業所ごとの防災計画は必要である。	消防法施行規則第3条 最低基準第4条	(2)消防計画を所轄消防署に届け出ないで改善すること。 (3)消防計画(施設防災計画)の内容に不備があるので改善すること。 (4)消防計画(施設防災計画)を掲示していないので掲示すること。	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(2)
(3)消防署立入検査				
	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	消防法第4条	(1)消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていないので改善すること。 (2)消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分であるので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
(4)訓練の実施				
	1 非常災害に対する訓練を法令・通知等で定められている回数以上実施しているか。 【留意点】 避難訓練及び消火訓練は、少なくとも月1回以上実施しなければならない。 なお、避難訓練には地震、津波、風水害等を想定したものを含み、不審者を想定したものを除く。	消防法施行令第3条の2 第2項 最低基準第4条	(1)避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施すること。 (2)実施方法が不適切であるので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	2 訓練結果の記録の整備をしているか。 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。	消防法施行規則第4条の2の4	(1)訓練記録を整備すること。 (2)訓練記録が不十分であるので是正すること。	B-1-(1) B-2
(5)保安設備				
	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 (1)防火管理者は、消防用設備等の点検及び整備が義務付けられている。 (2)消防法第17条の3の3に、消防用設備等の定期的点検とその結果の消防署への報告が義務付けられている。	消防法第17条の3の3 消防法施行令第36条第2項 消防法施行規則第31条の6	(1)消防用設備等の点検及び報告をしていないので実施すること。	B-1-(1)
	2 消防用設備等の自主点検をしているか。 ※消防用設備等の点検及び整備を行い、年1回消防署へ届け出ること。外部の有資格業者に委託して行うこともできる。(保守契約必要)	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6	(1)消防用設備等の自主点検をしていないので実施すること。	B-1-(1)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	3 点検後の不良箇所は改善しているか。	消防法第17条第1項	(1)点検後の不良箇所を改善していないので実施すること。	B-1-(1)
	4 消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設置しているか。	最低基準第4条	(1)非常災害に必要な設備を設置していないので設置すること。	B-1-(1)
	5 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。 (1)消防法施行令による設置 ①非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 但し、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。…収容人員50人以上の場合に設置 ②非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 但し、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。…収容人員20人以上50人未満の場合に設置	消防法施行令第24条	(1)非常警報器具又は非常警報設備が未設置であるので設置すること。	B-1-(1)
	6 消防機関へ通報する設備を設置しているか。 自動火災報知機等を設置しているか。 (1)消防法施行令による設置 ①自動火災報知機設備 ②消防機関へ通報する火災報知設備…延面積が500㎡以上の防火対象物 ③漏電火災報知機…延面積が300㎡以上又は契約電流容量50Aを超える防火対象物で特定の場所を準不燃材以外の材料で造ったもの	消防法施行令第21条、第22条、第23条	(1)消防機関へ通報する設備を未設置であるので設置すること。	B-1-(1)
2 地震、津波災害対策： (1) 施設防災計画等				
	1 地震が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 災害種別ごとに策定しなければならない。	最低基準第4条	(1)施設防災計画を策定すること。 (2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	2 施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員等に周知しているか。		(1)非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備していないので整備すること。 (2)定期的に職員等に周知していないので周知すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	3 避難、救出等の必要な訓練を行っているか。		(1)定期的に必要な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	4 訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。		(1)訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行っていないので見直しを行うこと。	B-1-(1)
	5 津波災害警戒区域内に所在し、市町地域防災計画に記載のある避難促進施設に該当する場合、避難確保計画を作成し市町へ提出しているか。	津波防災地域づくり法第71条	(1)避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)
	6 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、避難訓練の結果について、市町に報告しているか。		(1)定期的に研修・訓練を実施すること。 (2)避難訓練の結果について、市町への報告を行っていないので報告すること。	B-1-(1) B-2

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
(2)耐震対策				
1	耐震診断が義務付けられている建築物に該当する場合、耐震診断が実施されているか。 昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの ・耐震診断義務付け対象建築物 階数2以上かつ5,000㎡以上 ・指示対象となる特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ2,000㎡以上 ・特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ1,000㎡以上 【留意点】 現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物に対し、耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられていること。	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号、第15条第2項、附則第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条、第8条、附則第2条	(1)耐震診断を実施していないので実施すること。	B-1-(1)
2	耐震診断の結果に基づき、耐震改修が行われているか。		(1)耐震診断の結果に基づき、耐震改修を行っていないので行うこと。	B-1-(1)
3	地震時の総合的な安全対策が行われているか。 【留意点】 ・窓ガラス・天井・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止 ・ブロック塀の倒壊防止 等	最低基準第3条 (基準省令第5条)	(1)総合的な安全対策を行うこと。	B-1-(1)
3 風水害、土砂災害対策：(1)施設防災計画				
1	風水害、土砂災害が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 災害種別ごとに策定しなければならない。	最低基準第4条 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」(H29.6 厚生労働省、国土交通省)	(1)施設防災計画を策定すること。 (2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)
2	施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員及び入所者に周知しているか。		(1)非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備していないので整備すること。 (2)定期的に職員等に周知していないので周知すること。	B-1-(1) B-1-(1)
3	避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	最低基準第4条	(1)定期的に必要な訓練を実施すること。	B-1-(1)
4	訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。		(1)訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行っていないので見直しを行うこと。	B-1-(1)
(2)危険区域の指定等				
1	指定区域に所在しているか否かを点検・確認を行っているか。 ・地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、土石流発生危険渓流、なだれ危険箇所、ため池注意箇所、災害危険区域、宅地造成工事規制区域	社施第102号通知	(1)指定区域に所在しているか否かを点検・確認すること。	B-1-(1)
2	土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域内に所在し、市町地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設に該当する場合、避難確保計画を作成し市町へ提出しているか。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2 水防法第15条の3	(1)避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)

児童家庭支援センター・里親支援センター

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	3 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、避難訓練の結果について、市町に報告しているか。		(1)定期的に研修・訓練を実施すること。 (2)避難訓練の結果について、市町への報告を行っていないので報告すること。	B-1-(1) B-2
4 原子力災害対策				
	1 原子力災害対策重点区域に所在しているか否かを把握しているか。 PAZ(原子力施設を中心として概ね半径5kmの地域:伊方町) UPZ(原子力施設を中心として概ね半径30kmの地域からPAZを除いた地域: 伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)	「愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)」(R7.1修正版)(第2編第8章 2-8-5 3社会福祉施設等管理者の活動)	(1)重点区域に所在しているか否かを把握すること。	B-1-(1)
	2 原子力災害が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。		(1)施設防災計画を策定すること。 (2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	3 組織体制が整備されているか。 重点市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めているか。 ※重点市町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)(以下同じ。)	「社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」作成ガイドライン」(H25.4 愛媛県保健福祉部)	(1)組織体制を整備すること。	B-1-(1)
	4 緊急連絡体制を整備しているか。 重点市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めているか。	最低基準第4条	(1)緊急時連絡体制を整備すること。	B-1-(1)
	5 重点市町の協力を得て、施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた避難訓練等を定期的に行っているか。		(1)防災教育及び定期的な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	6 利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めているか。		(1)利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めること。	B-1-(1)
5 備蓄品の確保				
	1 災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他生活物資の備蓄に努めているか。	最低基準第4条	(1)災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他生活物資の備蓄に努めること。	B-1-(1)
	2 備蓄品の適正管理に努めているか。		(1)備蓄品リスト等を作成し、適切に管理すること。	B-2
6 福祉避難所の指定等				
	1 福祉避難所について、制度(又は指定されていること)を認識しているか。	愛媛県地域防災計画 災害対策基本法第49条の7	(1)制度の認識に努めること。	B-1-(1)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
7 業務継続計画(BCP)の策定				
	1 業務継続計画(BCP)を策定しているか。また、定期的に業務継続計画の見直しを行っているか。 【留意点】 非常災害時におけるBCPだけではなく、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておく必要がある。 【参考】 「児童福祉施設等における業務継続計画等について」(R4.12 厚生労働省事務連絡)において、業務継続計画の策定等の参考資料として、「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」や業務継続計画のひな形などが示されているので、必要に応じて参照すること。	最低基準第3条 (基準省令第9条の3) 愛媛県防災対策基本条例第19条	(1)業務継続計画(BCP)を策定すること。	B-1-(1)
	2 業務継続計画の内容を職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めているか。		(2)作成後も定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。 (3)業務継続計画の内容を職員に周知していないので周知すること。 (4)業務継続計画に関して、必要な研修及び訓練を実施していないので実施するよう努めること。	B-1-(2) B-1-(2) B-1-(2)
V 防犯対策				
1 防犯体制				
	1 来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(H28.10 愛媛県保健福祉部)	(1)来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認すること。	B-1-(2)
	2 夜間の出入口は限られた場所とし、施錠時間を決めたり、警備員室・夜勤室等の前を通る動線としているか。		(2)夜間の出入口は限られた場所とし、施錠時間を決めたり、警備員室・夜勤室等の前を通る動線とすること。	B-1-(2)
	3 防犯講習や防犯訓練を定期的実施しているか。 【留意点】 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力を得ること。		(3)防犯講習や防犯訓練を定期的実施すること。	B-1-(2)
	4 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。		(4)門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検すること。	B-1-(2)
	5 施設や施設外活動場所の周辺にある危険個所を把握し、利用者や家族に対して注意喚起を行っているか。		(5)危険個所を把握し、注意喚起を行うこと。	B-1-(2)
	6 施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備しているか。		(6)施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備すること。	B-1-(2)
2 防犯対策の点検状況				
	1 「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(平成28年10月)に基づき、実情に応じた点検項目についてチェックリストを作成しているか。	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(H28.10 愛媛県保健福祉部)	(1)チェックリストを作成すること。	B-1-(2)
	2 チェックリストにより定期的な防犯点検を行い、必要な措置を講じているか。		(2)チェックリストによる定期的な防犯点検を実施すること。	B-1-(2)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
VI その他				
1 会計経理(全般)				
1	経理規程等の必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。	児発第471号通知	(1)必要な規程が整備されていないので整備すること。 (2)不適切な会計処理が行われているので是正すること。 (3)経理規程等に基づく適正な経理処理が行われていないので改善すること。 (4)事務処理等に誤りがあるので改善すること。	A-1-(1) A-1-(1) B-1-(1) B-2
2	会計諸帳簿及び証憑書類が適正に整備されているか。	雇児発第488号通知	(1)会計諸帳簿が適正に整備されていないので改善すること。 (2)証憑書類が適切に保存されていないので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
3	財務会計に係る内部統制が確立され、適正に機能しているか。	「社会福祉法人の認可について」(H12.12.1 障発第 890号他)	(1)内部統制が存在しないので是正すること。 (2)内部統制の整備・運用に不備があるので改善すること。	A-1-(1) B-1-(2)
2 現金・預金の管理等				
1	現金・預金の残高管理や通帳・印鑑等の管理は適正か。 【留意点】 現金、通帳及び印鑑は、金庫等鍵のかかる場所で保管しているか。通帳と通帳印は、別々の者が管理しているか。(一人で取り扱えるようになっていないか。)	雇児発第0427第7号通知 「社会福祉施設の経理事務に係る内部牽制体制の確立について」 (H31.3.27 30保第1334号愛媛県保健福祉部長通知)	(1)現金・預金の残高管理や通帳・印鑑の管理が適正でないので是正すること。	B-1-(1)
2	会計事務を相互に牽制できる事務分掌と職務権限は確立されているか。		(1)会計事務を相互に牽制できる事務分掌又は職務権限が確立されていないので是正すること。	B-1-(1)
3 入札方法、契約手続等				
1	稟議書等で意思決定の過程が明確になっているか。	雇児発第0427第7号通知	(1)稟議書等で意思決定の過程が明確になっていないので改善すること。	B-1-(2)
2	予定価格が適正に設定されているか。	雇児総発0329第1号通知	(1)予定価格が適正に設定されていないので改善すること。	B-1-(2)
3	契約書又は請書等の必要書類が作成されているか。		(1)契約書又は請書が作成されていないので作成すること。	B-1-(2)
4	随意契約とする理由が明示されているか。		(1)随意契約とする理由を明示されていないので改善すること。	B-1-(2)

児童家庭支援センター・里親支援センター

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
4 運営費(措置費)の運用				
	1 積立金の目的外使用がある場合は、理事会の承認、県の承認を受けているか。 ※一定の要件を満たす場合は、県の承認(事前協議)は不要	雇児発第0312001号通知 雇児福発第0312002号通知	(1)積立金の目的外使用について、理事会の承認、県の承認を受けていないので改善すること。	A-1-(1)
	2 前期末支払資金残高を取り崩している場合は、理事会の承認、県の承認を受けているか。 ※一定の要件を満たす場合、自然災害その他やむを得ない理由がある場合及び事業活動収入計(予算額)の3%以下の場合は、県の承認(事前協議)は不要		(2)前期末支払資金残高の取り崩しについて、理事会の承認、県の承認を受けていないので改善すること。	A-1-(1)
	3 前期末支払資金残高が運営費(措置費)収入の30%を超えていないか。		(3)前期末支払資金残高が運営費(措置費)収入の30%を超えているので30%以下の保有とすること。	A-1-(1)
	4 運営費(措置費)の貸付はないか。 ※同一法人内の各施設、本部への貸付は、やむを得ない場合に年度内に限り可能		(4)運営費(措置費)の貸付残高が認められたので同一法人内の各施設、本部への貸付は、年度内に解消すること。	A-1-(1)
5 その他支出				
	1 不適切な会計支出がないか。また、不明瞭な出納はないか。 【留意点】 いわゆる二重帳簿を作成し、又は証ひょう書類を改ざんするなどにより運営費を不正に使用するような事案が生じることがないよう、会計諸帳簿と証ひょう書類を照合すること。 また、金銭の支払いが、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行われているか確認すること。	雇児発第488号通知	(1) 不適切な会計支出が認められたので是正すること。	B-1-(1)
			(2) 不明瞭な出納が見受けられるので改善すること。	B-1-(2)